

令和8年度に任期付職員、臨時の任用教職員、4月1日任用の29時間勤務の非常講師、

非常勤学校栄養職員が受診する健康診断について

令和8年度（新たな任用年度）	令和7年度（旧年度）	受診すべき健康診断	
一般任期付職員	令和7年度の状況は関係しない	<u>採用前健康診断</u> 及び定期健康診断	
<ul style="list-style-type: none"><li>・休業等代替任期付職員</li><li>・臨時の任用教職員</li><li>・4月1日任用の29時間勤務の非常勤講師</li><li>・非常勤学校栄養職員</li></ul>	<p>川崎市立学校の教職員（下記参照）として任用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・正規教職員</li><li>・再任用フルタイム</li><li>・臨時の任用教職員</li><li>・休業代替任期付職員</li><li>・4月1日任用の29時間勤務の非常勤講師</li></ul>	<p>採用前健康診断又は教職員定期健康診断を受診していない。</p>	<u>採用前健康診断</u>
		<p>採用前健康診断又は教職員定期健康診断を受診している。</p>	<p>定期健康診断 ※但し、任用と任用の間に1日でも任用されていない期間がある場合は<u>採用前健康診断</u></p>